

第95号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

長岡京市長 中小路 健吾

記

公の施設の名称 及び所在地	長岡京市観光案内所 長岡京市天神一丁目1番2号 観光情報センター 長岡京市神足二丁目3番1号 長岡京市立総合交流センター2階
指定管理者	長岡京市天神一丁目1番2号 長岡京市観光協会 会長 鞠岡 義之
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

(参考)

長岡市観光案内所及び観光情報センター指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集(公募)について

募集受付期間：令和7年9月1日～9月8日

募集周知方法：①広報長岡京8月号に募集記事掲載

②長岡市のホームページに募集記事掲載(8月1日～)

2 応募者について

応募者数：1件

応募者名：長岡市観光協会

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審査実施日：令和7年10月17日(金)

午後3時20分から40分間

長岡市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

4 選定の基準について

- (1) 施設としての事業をはじめ、市内の観光事業の促進に寄与すると認められること。
- (2) 観光案内事業の促進に関する実績、経験の有無。
- (3) 長岡市観光案内所設置条例に基づく観光案内所施設と長岡市立総合交流センター設置条例に基づく観光情報センター施設の一体的かつ効率的な管理運営の実現性の有無。
- (4) 事業計画書による公の施設の運営が市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (5) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (6) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。